

## 工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について

### 1 改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が変わったこと及び、前払金の使途拡大の継続のため。

### 2 改正内容

(1) 遅延利息の率を年2.6%から年2.5%に改めることとする。(第35条、第51条、第52条及び第53条関係)

(2) 前払金の使途の拡大

平成28年度より時限的に前払金の使途を現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも拡大してきたところであるが、令和3年度においても本特例措置については継続することとする。(第36条)

### 3 施行期日等

改正後の規定は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に新たに契約を締結する建設工事から適用する。